

公益財団法人博慈会記念財団
役員、評議員及び顧問等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人博慈会記念財団（以下「この法人」という。）定款第13条、第28条及び第29条の規定に基づき、この法人の役員、評議員及び顧問等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 役員とは、理事及び監事をいう。
2. 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
3. 非常勤役員とは、常勤役員以外のものをいう。
4. 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
5. 会長、相談役及び顧問（以下「顧問等」という。）とは、それぞれ定款第29条に基づき置かれる者をいう。
6. 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区別されるものとする。
7. 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の実費相当額の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人の役員、評議員及び顧問等の職務執行の報酬は次のとおりとする。賞与及び退職手当は支給しない。なお理事の報酬額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれないものとする。

1. 理事には、各年度の理事全員の総額が3,000,000円を超えない範囲の金額を報酬として支払うことができる。支給額は、理事会の議決を経て理事長が定める。
 2. 監事には、各年度の監事全員の総額が1,000,000円を超えない範囲の金額を報酬として支払うことができる。支給額は、評議員会の決議によって定める。
 3. 評議員は、無報酬とする。
 4. 顧問等には、各年度の全員の総額が1,000,000円を超えない範囲で、それぞれ別表1に定める金額を報酬として支払うことができる。
- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の支払方法)

第4条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、その月の月額的全額を毎月末日迄に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日迄に支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員、評議員及び顧問等がその職務の執行にあたって負担した通勤費、交通費その他の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

この規程は、この法人の設立の登記があった日（平成24年12月25日）から施行する。

(補則)

この改正規程は、平成26年8月22日から施行し、平成26年8月22日から適用する。

(別表1)

会長に対する報酬額は、理事長への報告の都度、1人1日当たり10,000円とする。
相談役に対する報酬額は、理事長への報告の都度、1人1日当たり10,000円とする。
顧問に対する報酬額は、理事長への報告の都度、1人1日当たり10,000円とする。